

購入前に
申請が必要です

65歳以上の高齢者対象

補聴器の購入費用を助成します。

◎ 目的

南伊勢町では、聴力機能の低下により友人や家族等とコミュニケーションが取りにくい高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成することにより、高齢者の積極的な社会参加及び地域交流を支援し、高齢者の福祉の増進を図ることを目的としています。

◎ 助成対象者(以下のすべての要件を満たす方)

- ① 町内に住所を有し65歳以上の方
- ② 聴覚障がいによる障がい者手帳の交付を受けられない方
- ③ 耳鼻咽喉科を標榜する医師により、意見書等を得ることができる方
4分法により両側中等度難聴(40dB以上)であるか、1側耳の聴力レベルは40dB未満であるが、他側耳の聴力レベルが70dB以上である
- ④ 町税等に滞納がない方
- ⑤ 同事業の助成を受けた事がない方



◎ 助成内容

左右いずれかの耳に装着する補聴器本体1台分及び付属品の購入費用。助成する額は、3万円を上限とする。ただし、購入額が3万円に満たない場合は、購入実額(100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする)。

※診察料、検査料等の費用、助成の申請に係る費用等は対象としない。

※購入後の申請は対象外です。

◎申請から助成までの流れ



① 申請書の入手

南伊勢町役場の南勢庁舎高齢者支援課窓口・南島庁舎総合窓口で

「申請書」「医師意見書」を受け取ってください。役場に来られない方は郵送します。

南伊勢町のホームページからも入手できます。

[くらし・手続き](#) → [申請書ダウンロード](#) → [高齢者支援課に関する個人向け申請書](#)

② 受診

医師意見書用紙を持参し、耳鼻咽喉科を標榜する医療機関を受診してください。

(受診料、検査料、文書料等は自己負担です。)医師に補聴器の使用が必要と

認められた場合、医師意見書用紙に証明を受けてください。

③ 申請・決定

ア) 申請書と医師が発行した医師意見書を高齢者支援課に提出して下さい。

※医師意見書は医師が作成した日から6ヶ月以内のもの

イ) 町から助成決定通知書と請求書用紙(町指定の様式)が届きます。

ウ) 審査の結果、助成要件を満たしていない場合は助成対象外となります。

エ) 当年度3月初旬までに提出してください

④ 購入

ア) 助成決定通知書が届いたら、当年度内に補聴器を購入し、領収書(宛名は対象者本人)をもらって下さい。

※集音器は対象外

※助成決定前に購入されたものは助成対象外です。

イ) 請求書に領収書と補聴器の型番がわかる書類(パンフレット・カタログのコピー等)を添付し、高齢者支援課に提出して下さい。

⑤ 助成

助成金が指定口座に振り込まれます。

※請求日から概ね1ヶ月～2ヶ月後の振込

【お問い合わせ先】

南伊勢町役場 高齢者支援課 TEL 0599-66-1709

◇南伊勢町高齢者補聴器購入費用助成事業◇

対象となる補聴器は、次のとおりです

【厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成 17 年 3 月 25 日付厚生労働省告示第 112 号）】

- ・ポケット型補聴器
- ・耳かけ型補聴器
- ・フェイスプレート式補聴器
- ・耳あな型補聴器
- ・骨導式補聴器
- ・オーダーメイド式耳あな型補聴器
- ・カナル型補聴器
- ・メガネ型補聴器
- ・モジュラ式耳あな型補聴器
- ・プログラム式補聴器
- ・デジタル式補聴器
- ・ヘッドバンド型補聴器
- ・完全耳内式耳あな型補聴器

◆注意◆

- ・助成決定前の購入は対象外
- ・集音器は対象外です

【お問い合わせ先】

南伊勢町役場 高齢者支援課 TEL 0599-66-1709